
新 環 境 セ ン タ ー 一 整 備 事 業
対 面 的 対 話 の 結 果

令和4年12月23日

大 分 市

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	要求水準書	10	第2編	第1章	1.1.2	(1) セ 門扉、 囲障	<p>要求水準書に関する第一回質問回答No.4にて、 囲障（フェンス）を添付資料1 緑ラインに設置する旨のご指示を頂き、 事業者にて検討を進めておりますが、 小動物の進入を防ぐ目的を合理的に達成すべく、 下記理由により、 現況地盤（79.0レベル）の周囲（法尻・法肩ライン）に設置する提案をお認め頂きたく、 お願い致します。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況地盤（79.0レベル）の周囲（法尻・法肩ライン）へ設置とすることで、 人や車両、 構造物への獣害対策という目的を確実に達成することが可能です。 また、 設置した囲障に異常が発生した場合の早期発見が容易なため、 維持補修を迅速に行うことができます。 なお、 小動物が囲障沿いに現れた場合においても、 管理棟や余熱利用施設に來場する市民から見えないような構造を検討します。（ご指定ラインに設置した場合は、 囲障に異常が発生した場合の早期発見が困難なため、 小動物の侵入を許してしまう可能性があります。） ・ ご指定の緑ラインに囲障を設置する場合と比較し、 工事・点検・維持管理といったあらゆる作業の安全性が確保できます（ご指定のラインは高低差、 勾配が厳しいため、 歩行や作業にあたっては危険を伴うと想定しています。） ・ ご指定のラインへ囲障を施工する場合は、 相当な距離にわたっての森林伐採が必要となり自然環境の維持の観点でも推奨されるものではないと思料しております。 	<p>以下の対策等を講じることを条件に提案を可とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①閉塞感、 圧迫感を緩和させる施策を確実に実施すること。 ②景観や周囲の法面と調和を図ること。 ③小段等に動物が侵入した場合において、 來場者や搬入車等から苦情等が発生した場合は、 責任を持って対処すること。 ④フェンス外の事業者による事業用地管理（搬入経路以外からの人の侵入対策）として、 別途、 事業用地範囲（緑ライン）に柵等（トラロープ等の簡易なものでもよい）を設けること。
2	要求水準書	63	第2編	第2章	2.1.1	(7) 周辺の法面	<p>周囲の法面については、 落石対策（硬岩盤である法面露出部風化による表層剥離等の対策）を行うと共に、 景観への配慮として緑化を計画するとの記載がありますが、 落石や崩落などの事故防止及び安全確保を最優先とした多段落石防護網＋防護柵と小段緑化による法面保護方法の最適化のご提案をお認め頂きたく、 お願い致します。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上部から落石が発生した際でも、 確実に受け止めることが可能となる様、 ポケット式落石防護網×3列、 落石防護柵×1列の4重の対策とします。（必要な対策をシミュレーションにて検討しています） ・ 安定した小段の水平部に登攀・下垂性の植物（つた類等）を植え、 落石防護網への緑化を促すことで、 景観への配慮が可能と考えます。 ・ 全面緑化工法と比較して工期を短縮でき、 法面下部での建屋工事との重複作業（安全リスク）や工程遅延リスクの回避が可能です。 <p>※なお、 本敷地の法面の性質上、 法面全面緑化の工法は緑化基材の保持性に懸念があり、 剥落に対する保証が困難です（本敷地のような広大な岩盤法面への施工実績がなく、 経年変化や維持管理の程度予測が困難です）。</p> <p>硬岩盤に施工した植生基材上の草木は生育が困難で、 十分な緑化効果が発揮されない可能性があります。 草木が生育しないことで、 緑化基材の保持力も低下するため、 剥落の危険が高まることを懸念しております。</p>	<p>以下の対策等を講じることを条件に提案を可とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大分県建築基準法施行条例第2条の運用基準に則り対策を講じること。（条例には「硬岩盤を除く」とあるが、 その条件として「風化の著しいものを除く」と記載されている。 現地の状況を説明したうえで「条例の対象とならない」と判断されたのかの説明資料等を提案書に添付すること。） ②小段の水平部に登攀・下垂性の植物（つた類等）を植え、 可能な限り落石防護網への緑化を促すこと。 緑化計画については、 本市が実施した環境影響評価の内容を遵守したものとすること。 また、 生態系被害防止外来種リスト（環境省及び大分県）の掲載種が混入しないように十分に配慮するとともに、 地元専門家からの助言を受けながら、 地域に固有の在来種を可能な限り使用し、 地域生態系の保全に配慮した計画とすること。 ③事業期間中における緑化維持（定期的なメンテナンスの実施）に努めること。 ④事業期間中に落石防護網の管理（定期的なメンテナンスの実施）を確実にすること。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
3	要求水準書	179	第2編	第6章	6.2.1	(3)	<p>エネルギー回収型廃棄物処理施設については危険分散のためDCS とし、とありますが、重要な部分は二重化構成とし信頼性の高いシステムとした上で、PLCを採用したシステムの提案も可として いただくようお願いします。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険分散の観点からの二重化の対応はDCS同等に可能です。 ・背景はPLCの技術進歩に伴うものであり、PLCの性能・操作性・信頼性はDCSと同等以上です。 ・汎用性が高く、専門メーカーに依存することがないため、維持管理や万が一のトラブルへの迅速な対応が可能です。また、改良・改善を行う場合においても、柔軟に対応することが可能です。 ・弊グループ納入施設で約9年の稼働実績があり9施設（内建設中4施設）で導入しております。 	<p>以下の対策等を講じることを条件に提案を可とします。</p> <p>①ごみ処理が滞ることなく、安定的に施設稼働ができるシステムを構築すること。</p> <p>②運営事業者が確実にシステム管理できる体制（技術者等の人員配置を含む）を構築すること。</p>
4	様式集				様式第15号-3-2	環境負荷の低減	<p>残渣資源化費用低減のため、焼却灰の乾式冷却・排出方式+大塊除去+磁選のご提案を検討しております。以下の条件でのご提案をお認め頂きたく、お願い致します。</p> <p>①残渣資源化に忌避される大塊については最終処分を可としていただきたいと思いますと考えます。なお、焼却灰中の大塊比率は2%（根拠は別紙にてご説明）を前提とした上で焼却灰量をご提案させていただきたいと考えます。</p> <p>②焼却灰中の磁性物割合は5%（根拠は別紙にてご説明）を前提とした上で焼却灰量をご提案させていただきたいと考えます。</p> <p>③焼却灰搬出率提案値の未達成の場合に係る運營業務対価減額の算定式には、ごみ質の変動による焼却灰中の大塊・磁性物量の変動について考慮いただきたいと思います。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化会社によっては残渣資源化プロセスで忌避される大塊や磁性物を除去することで、受入れを拒否されるリスクが低減できます。 ・焼却灰を乾灰状態で磁選することで湿灰と比較して磁選効率と磁性物の品位が高まるため、選別除去した分の有価売却（または安価での処理委託）が可能となり、焼却灰の資源化費用の低減が期待できます。 ・焼却灰中の大塊、磁性物の量により資源化費用が変動しますが、これらの量はごみの種類組成や性状によるため、上記資源化費用低減のご提案にあたっては、運営期間中のごみ質変動による大塊・磁性物量変動影響を考慮いただくことが必要です。 	<p>以下の対策等を講じることを条件に提案を可とします。</p> <p>①焼却灰中の大塊は、事業者にて処理すること。最終処分場へ排出する場合は、事業者の自らの責で搬出先を確保すること。（市の最終処分場への搬入は不可）</p> <p>②焼却灰から排出される磁性物及び大塊は事業期間中、PFI事業者が市から引取り保証を行うこと。</p> <p>③磁性物はPFI事業者が市から有償で購入し、当該有価物の売却収益はPFI事業者に帰属する。</p> <p>④市によるモニタリング対象となり、運營業務実施の状況により、運營業務に係る対価の減額等措置に該当する。（焼却灰の搬出量の未達成の場合に係る減額等の措置は、その運用方法について落札者と協議し、決定する。提案する際には、大塊、磁性物を除いた焼却灰量と併せて、すべてを加算した総量も提案すること。）</p> <p>⑤大塊を選別した際に併せて回収される磁性物は、可能な限り資源化できるよう努めること。</p>